

大竹駅停留所（大竹・栗谷線バス，栄ぐるりんバス）について

1 現況

こいこいバスと坂上線は，Aに停留所を設置している（3m×10mの区画線あり）。

大竹・栗谷線と栄ぐるりんバスは，Bに停留所を設置している（区画線なし）。

B停留所の横に消火栓の標識があり，また，交差点から 5m以内に停留所を設置しているため，道路交通法の基準を満たしていない。

Bは交差点の隅切り終点から駐輪場への乗入ブロックまでの距離が約 11mしかなく，交差点から 5m離して停留所を設置するとバスが入りきらないため，停留所としては不適である。そのため，B停留所を移設することとする。

2 現況（イメージ）



3 メリット・デメリット

B停留所の移転先として、次の案が考えられる。

A案：現在のこいこいバスと坂上線バスが使用している停留所を大竹・栗谷線バスと栄ぐるりんバスも共用する。

C案：横断歩道の北（上）側に停留所を設置する。栄ぐるりんバス専用の停留所とし、Aはこいこいバスと坂上線、大竹・栗谷線の停留所とする。

D案：「福屋」の前に停留所を設置する。大竹・栗谷線は、Aの停留所を共用する。

E案：「はなの舞」の前に停留所を設置する。栄ぐるりんバス専用の停留所とし、Aはこいこいバスと坂上線、大竹・栗谷線の停留所とする。

	メリット	デメリット
A案	<ul style="list-style-type: none"> ○他のバスやJRとの乗り継ぎが便利 ○市民からの苦情等は想定されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○4系統のバスが同じ停留所を共用するため、ダイヤ編成が困難 ○新たにJRの承認料が必要
C案	<ul style="list-style-type: none"> ○他のバスのダイヤを気にすることなくダイヤを編成することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○送迎スペースとして利用されているため、市民からの苦情が想定される ○新たに停留所整備（区画線、停留所）が必要 ○新たにJRの承認料が必要 ○タクシープールから切り返しせずにCに停車できない
D案	<ul style="list-style-type: none"> ○市の土地のため、JRの承認料が不要 ○他のバスのダイヤを気にすることなくダイヤを編成することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○送迎スペースとして利用されているため、市民からの苦情が想定される ○新たに停留所整備（区画線、停留所）が必要 ○他のバスやJRに乗り継ぐ場合、Aと比べて距離があるため不便
E案	<ul style="list-style-type: none"> ○他のバスのダイヤを気にすることなくダイヤを編成することができる ○市民からの苦情等が、CとDに比べると少ないと予想される 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに停留所整備（区画線、停留所）が必要 ○新たにJRの承認料が必要 ○タクシー乗り場がバス停に挟まれるので、安全面からタクシー乗り場を横断歩道側に移動する必要がある

なお、A停留所の区画線は、横断歩道の約3mの場所に引いているため、道路交通法の基準を満たしていない。いずれの案に決まったとしても、A停留所とタクシーの区画線は、南（岩国市）側へ2m程度移動させる。